

平成29年9月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 平成29年10月 6日(金) 開会 午前10時 1分  
閉会 午後 0時10分

場所 第3委員会室

出席委員 武内政文委員長

荒木裕介副委員長

松澤正委員、杉島理一郎委員、神尾高善委員、鈴木弘委員、長峰宏芳委員、  
山本正乃委員、石渡豊委員、西山淳次委員、大嶋和浩委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

高柳三郎総務部長、上木雄二税務局長、高橋謙総務部副部長、  
和栗肇契約局長、坂本泰孝参事兼税務課長、表久仁和人事課長、  
穴戸佳子職員健康支援課長、山崎高章文書課長、廣川達郎学事課長、  
若林裕樹個人県民税対策課長、澁澤陽平管財課長、川崎弘貴統計課長、  
山崎さおり総務事務センター所長、佐々木亨行政監察幹、伊田恒弘入札課長、  
黒坂和実入札審査課長、見留満裕技術評価幹、大久保修次県営競技事務所長

一條信幸施設課長

縄田敬子秘書課長

石橋正二郎人事委員会事務局長、

野口典孝人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、藤岡麻里任用審査課長

[県民生活部関係]

稲葉尚子県民生活部長、杉野勝也県民生活部副部長、

中川典之県民生活部副部長、山野均スポーツ局長、

細野正広聴広報課長、影沢政司共助社会づくり課長、木村勇人権推進課長、

秋葉直明県政情報センター所長、横内ゆり文化振興課長、島田邦弘国際課長、

岩崎寿美子青少年課長、依田英樹スポーツ振興課長、

都丸久ラグビーワールドカップ2019大会課長、

斎藤勇一オリンピック・パラリンピック課長、堀光美知子男女共同参画課長、

田中誠消費生活課長、風上正樹防犯・交通安全課長

[議員提出議案関係]

新井豪議員、齊藤邦明議員

## 会議に付した事件並びに審査結果

### 1 議案

議案番号	件名	結果
第 8 6 号	工事請負契約の締結について（朝霞警察署庁舎新築工事）	原案可決
第 9 2 号	審査請求に関する諮問について	答 申 (注)
議第 1 9 号	埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

#### (注) 答申の内容

「本件処分は、非違行為の内容及び程度、非違行為の公務に対する信頼に及ぼす影響などの事情を勘案した上で行われており、おおむね妥当である」

### 2 請願

議請番号	件名	結果
議請第 3 号	消費税率の10%への引き上げ中止の意見書提出を求める請願書	不採択

## 報告事項（県民生活部関係）

- 1 消費生活相談の状況と対応について
- 2 旧浦和図書館跡地について

---

**【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（第86号議案関係）】**

**松澤委員**

古郡建設株式会社の入札金額は調査基準価格未満であるが、どのような調査を行い、この金額で適切に工事が施工できると判断したのか。

**入札課長**

調査は4項目に対して行った。一つ目は入札金額の決定理由として見積内訳書が適切に積み上げられているかを確認した。二つ目は内訳書の内容として各項目の単価などが適切かどうか、三つ目は下請業者からの見積りが入札金額に適切に反映されているか、四つ目は、社会保険の加入状況について入札業者と下請業者が適切に加入しているかの調査を行った。これらを基に適切に工事ができると判断した。

**神尾委員**

調査基準価格はどのように決めているのか。

**入札課長**

低入札価格調査の実施要領で調査基準価格の算定式を定めており、これに基づいて算出した。工事は直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費で構成されている。費用ごとにそれぞれの割合を乗じて算出している。この算出方法については公表している。

**神尾委員**

調査基準価格を下回っている業者は落札業者を含め2社あるが、金額の差は40万円であった。この2社とも検討したのか。

**入札課長**

調査は候補となった者から順番に行うため、今回は古郡建設株式会社だけ行った。

**神尾委員**

2社の入札金額の差が40万円しかないのであれば、両社に対し、調査を実施すべきではなかったのか。

**入札課長**

今回の入札は総合評価方式で行っており、入札金額と技術評価点により算出した総合的な評価値が最も高い業者に対し、調査を実施した。

---

**【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（第92号議案関係）】**

**松澤委員**

- 1 審査請求人が普通退職をした場合の退職金額はどのくらいか。
- 2 退職手当支給制限処分を判断する上で、刑の軽重によって考え方は変わるのか。本案の審査請求人は、禁錮刑で執行猶予となっているが、どのように判断したのか。
- 3 審査請求人が警察官ではなく、一般職の職員でも考え方は同じなのか。

- 4 審査請求人は、36年以上の長きにわたり、真面目に勤務してきたと主張しているが、評価されないのか。

#### 人事課長

- 1 普通退職をした場合の退職金額は、1,733万6,100円である。
- 2 職員の退職手当に関する条例で定める勘案すべき事情の中に、「非違の内容及び程度」という項目があり、刑の軽重は考慮すべきものの一つであると考えている。禁錮刑で失職した場合、原則として退職手当は不支給であるため、この原則に基づいて判断されたものと考えている。
- 3 仮定であり、難しいところである。勘案すべき事情の中に、「職の職務及び責任」という項目があるが、非常に速いスピードで2名の尊い命を奪ってしまったということで、一般職であっても、同様の処分は免れないと考えている。
- 4 36年以上勤務してきたことは事実であり、立派なことであるが、禁錮刑で失職した場合、退職手当が原則不支給となることを鑑みると、原則を覆すほど特筆すべきものというところまでは、残念ながら認められないと考えている。また、そのように判断した処分庁の判断は、裁量の範囲を著しく超えるとは言えないと考えている。

#### 神尾委員

- 1 非違の内容及び程度について伺う。審査請求人は、重大な過失をしたことを反省しているが、民事事件における過失割合はどうだったのか。
- 2 審査請求人側は青信号で、被害者側にも過失があったのだから、その事情を考慮し、退職手当の一部を支給してもよいのではないか。

#### 人事課長

- 1 民事事件での過失割合は、審査請求人側が3割、被害者側が7割で、示談が成立したと聞いている。相対的な比較で言えば、被害者側の責任が重いと民事上は判断されている。しかし、この割合は、両者の相対的な割合であり、これをもって、審査請求人の責任が軽いとは言えない。
- 2 審査請求人側の信号が青であったことや、被害者側が一時停止をしたとは認められないことは、刑事裁判でも認定されている。しかしながら、最高裁判所まで争った刑事裁判において、そのような事情を考慮しても、禁錮刑を免れなかったところである。審査請求人側が青信号であったというのは分かるころではあるが、速いスピードで走っていたことと、2名の尊い命を奪ったということで、最高裁判所の判断もされているため、審査庁としては、警察本部長の処分が裁量権の範囲を逸脱したものとは言えないと考えている。

---

#### 【知事提出議案関係の付託議案に対する討論（第86号議案関係）】

なし

---

#### 【知事提出議案関係の付託議案に対する意見の聴取（第92号議案関係）】

##### 杉島委員

第92号議案「審査請求に対する諮問について」、意見を述べさせていただく。本件について、審査請求人は、交通法規を遵守すべき警察官でありながら、進路の安全確認が不十分なまま、法定速度を30キロメートル以上超過した時速92.2キロメートルで走行し、死者2名の交通事故を起こしている。裁判においても、自動車運転過失致死罪で禁錮1年4月、執行猶予4年の刑が確定している。審査請求人の主張には、心情的に理解できる点もあるが、この非違の内容では、審査請求人の行為が、公務員に対する県民の信頼を

大きく損なうものであり、退職手当の一部を支給することは難しいと言わざるを得ない。よって、本委員会の意見について、「本件処分は、非違行為の内容及び程度、非違行為の公務に対する信頼に及ぼす影響などの事情を勘案した上で行われており、おおむね妥当である」と決定すべきである。

---

### 【請願に係る意見（議請第3号）】

#### 松澤委員

社会保障分野にあつては、急速に進む少子高齢化の中で、持続可能な社会保障制度を確立することが重要である。国民の負担を抑制しつつ、全世代に必要な社会保障が行える制度を構築し、次世代に引き継いでいかなければならない。こうした点を踏まえ、消費税については社会保障と税の一体改革の中、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保、財政健全化の同時達成を目指すため、税率の引上げが決定されたものである。したがって、「消費税率の10%への引き上げ中止の意見書提出を求める」との本請願については、不採択とすべきものである。

---

### 【議員提出議案関係の付託議案に対する質疑（議第19号議案）】

#### 杉島委員

- 1 加入の義務付けということだが、罰則規定が設けられていない理由は何か。
- 2 生活保護世帯など低所得者層も義務付けの対象となるのか。

#### 新井議員

- 1 自動車と違い、自転車には登録制度がないため、自転車の所有状況を捕捉することが非常に難しくなっている。新しく自転車を買う方、又は学校等でのアンケートによっては捕捉できると思われるが、既に自転車を持っている方に関しては捕捉が難しいということがあり、今回は、罰則規定を設けるべきではないと判断した。
- 2 自転車を利用していれば、交通事故を起こす可能性は誰にでもあることから、低所得者を対象外とはしないこととした。また、現在、安価な保険料の保険が多くある。高額なものでも、月額600円で損害賠償の限度額が3億円といった保険がある。安価なものでは、月額100円程度で1億円の対人賠償責任補償を設けている保険も販売されている。加えて、以前の一般質問で福永議員が紹介した兵庫県の保険だと、兵庫県が保険会社に依頼をして、安価なものは年間1,000円で対人対物の損害賠償限度額5,000万円を設けている保険があった。現在は、全日本交通安全協会の保険があり、年間1,230円で1億円の賠償限度額を設けている。このように、月額100円程度でしっかりした補償のある保険が今十分に整備され、加入手続も簡素化されていることから、生活保護世帯など低所得者の方に対しても経済的に大きな負担にはならないと判断した。

---

### 【議員提出議案関係の付託議案に対する討論】

なし